

「地域を支える建設業検討会議」第35回全体会議 概要

1 日 時

平成30年11月21日（水） 10時00分～11時30分

2 場 所

長建ビル5階 大会議室

3 出席者

(一社)長野県建設業協会（以下、「協会」）

東日本建設業保証(株)

長野県（建設部、農政部、林務部、会計局、企業局）（以下、「県」。ただし、建設技監は「座長」。）

4 議 事

(1) 県からの報告事項（県から説明）

① 受注希望型競争入札の実施状況について【県資料1】

- ・特に意見等なし

② 建設工事等の総合評価落札方式における

価格以外の評価点の公表時期の見直しについて【県資料2】

- ・特に意見等なし

③ 建設工事等における入札参加者全員を対象とする

資格要件の抜き打ち審査について【県資料3】

[協会] ・ 入札参加資格要件を満たさない者が参加している可能性もあるが、落札額の決定に当たり影響がでるのか。

[県] ・ 失格基準価格の算定等について、その者の応札額も含めて算出している。

[協会] ・ 本来、入札参加要件を満たさない者が参加していなければ受注できていたかもしれない業者が受注できず、他の業者が受注してしまうということもあり得る。

[県] ・ 本来ならば、事前審査として要件を満たすものだけから落札候補者を選べばそのようなことがないが、応札者が多い場合に全部事前審査を行うことは不可能であるため、事後審査の方式を採用している。

・ 入札参加要件を満たさない者も入札してくるということを前提とした入札方式であるが、そういう者には警告を出して、2回警告が出れば入札に参加に制限をかける措置をとっている。

- [協会] ・ 金額が大きい工事で入札参加者が少ない案件の場合、入札参加要件を満たさない者が参加していることが公表された際に、計算したら受注できていたはずの者からクレームがつくことがあると思う。
- ・ 当初からきちんと公開して、そういうことは受け付けられないということを示していただかないと面倒になる。
- ・ 億単位の工事で6～7者の入札の場合、1者そういった者がいると不満が残る。

④ 次世代を担う技術者（建設系学科高校生等）の就労促進の取組について【県資料4】

- ・ 特に意見等なし

⑤ 長野県建設産業担い手確保・育成 地域連携ネットワーク会議について【県資料5】

- ・ 特に意見等なし

⑥ 道路維持補修工事における複数年継続委託の試行について【県資料6】

- [協会] ・ 除雪業務の情報員の待機補償費について、建設事務所の説明会では、業者の方で5時にインターネットで日本気象協会発表の降雪情報を確認するようにとのことであったが、各業者の方で確認するのではなく、監督員から待機の情報を流していただきたい。

- [県] ・ 建設事務所の説明会でそのような説明があったとのことだが、情報員の待機については建設事務所から気象情報を提供するようにしていると思うが、それによらず業者側の判断でやるようにとの説明であったとのことか。

- [協会] ・ 説明会では業者の方でやるようにとのことであった。
- ・ 業者側とすれば、県から連絡いただくようお願いしたい。

- [県] ・ 県下で統一を図っていく。

(2) 協会からの要望事項

① 入札、契約関係について

ア) 失格基準価格の引き上げ・くじ引き対策について

1) 失格基準価格の引き上げについて等【協会資料1】

- [協会] ・ 9月11日の契約審議会に提出された長野県資料によると、平成29年度の建設工事の平均落札率は92.7%、平成30年度4月から6月の平均が92.9%となっている。平成29年度は、28年度より0.1%上がったとはいえ、平成28年度の近隣8県平均落札率93.9%とは依然として大きな開きがある。
- ・ 建設業の財務統計指標によると、平成29年度の東日本管内の売上高営業利益率の平均が2.42%に対して、長野県は1.57%と低く、品確法

にある適正な利潤が確保できる為にも、受注希望型建設工事における失格基準価格を95%位まで引き上げて頂きたい。

- ・ また、4月公告案件から総合評価を含む受注希望型の工事において、低入札価格調査基準価格未満で落札候補になった者に、低入札価格調査等を行うことになったが、応札者が5社以上の場合でも平均落札率が下がっていると思われる。制度導入の際の説明では、今までの入札動向が変わらないように、という事であったが、低入札価格調査の効果と低入札価格調査の対象となった工事の落札額総額も含めて、制度変更の検証をどうされているのか。

- [県]
- ・ 県の低入札調査基準価格及び失格基準は、国の基準である、いわゆる「中央公契連モデル」を参考としながら設定してきているところ。基準額の更なる引き上げについては、国の基準が改正された際に検討してまいる。
 - ・ また、本年度からの入札制度改正として、2億円以上の工事における失格基準の引き上げ、建設工事の総合評価落札方式における低入札価格調査制度の導入等を行ったところなので、今後、これらの入札制度改定による落札動向を検証していきたい。
 - ・ また、企業の中長期的な視野に立った経営や人材確保の取組として、より地域性を重視した入札制度を検討してまいる。
 - ・ 今年度導入した低入札価格調査の状況は、9月末現在で全案件768件のうち低入札調査になった案件は50件(6.51%)であり、このうち4件辞退している。
 - ・ 全体の平均落札率に対して92.9%、低入札の落札率は92.3%である。
 - ・ 低入札の落札総額は約23億円。
 - ・ 参考までダンピング対策として実施していた契約後確認調査の発生割合が6.7%であるので、ほぼ同じ水準で発生していると考えている。

2) 舗装工事のくじ引き対策と地域に配慮した発注について

- [協会]
- ・ 依然として舗装のくじ引きが多く、簡易Ⅱ型の効果が表れていないと思われる。前回の全体会議以降の入札状況と対応状況のご説明をお願いしたい。
 - ・ また、舗装工事等で一定の地域に集中して、多くの件数が発注される事例が見られるが、地域要件、同種工事の実績件数や工事成績の関係があり、実質的に受注機会が限られ、工事成績点もなくなる可能性がある。発注にあたっては、各地域での工事量を考慮して地域ごとに発注していただくようお願いする。
- [県]
- ・ 舗装工事における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）については、県資料1の4ページのとおり。平成30年9月末で、47件開札。そのうち31

件でくじ引きが発生している状況であり、率としては 66.0%となっている。

- ・ 地域によって状況は異なるが、評価項目の設定に偏りがあつたり、同じ加点の者が何者かいるので効果が出ていないという状況。
- ・ ただ、伊那建と飯田建の案件でこれまで評価項目とされていなかった施工体制における直営施工や機械の自社保有が評価項目として選択された。
- ・ いずれにせよ若干偏りがあるかと考えているため、地域の実情に応じた設定に努めてまいる。また、入札動向を検証しながら、必要に応じて見直しを検討してまいる。
- ・ 地域の実情に応じた設定については、現地機関の所長や課長会議等を通じて認識を共有している。

- ・ 舗装工事が一定地域に集中しているという話であるが、大規模なイベントである全国都市緑化信州フェアが開催される地域や観光地内の道路で舗装の劣化が著しい地域などにおいては、舗装修繕を重点的に行っているため、発注件数が多くなる地域がある。
- ・ その他の地域においても舗装修繕が必要な箇所があることから、限られた予算の中で、各建設事務所で優先度を勘案して実施箇所を決定しているところ。
- ・ 地域バランス等も考慮しながら発注してまいる。

イ) 総合評価落札方式について

1) 「低入札価格調査基準価格」「失格基準価格」算定フローの見直しについて

【協会資料 2】

- [協会]
- ・ 平成 29 年度の総合評価落札方式（予定価格 2 億円未満）の応札者数を検証すると、県全体の発注件数の約 2 割が応札者数 5 社未満となっており、落札率が 90%未満の割合も 13.3%と、応札者数 5 社以上に比べ多くなっている。
 - ・ 応札者数が 5 社未満と予想される場合、低入札価格調査基準価格が 90%相当額、失格基準価格が 87.5%となるため、5 社以上の場合と比べ、応札額を下げることで価格点を上げられる可能性が高い事が要因と考えられる。結果として、入札全体の平均落札率を下げる事に繋がっていると思われる
 - ・ 現行の失格基準価格算定フローは、以前の低入札価格調査基準価格と失格基準価格が同額であった場合の失格基準価格を決めるための考え方を継承しているが、総合評価落札方式の趣旨を考慮し、「低入札価

格調査基準価格」「失格基準価格」算定フローの見直し、90%未満の落札者が多い状況の改善を要望する。

- [県]
- ・ 応札者数による算定方法の変更は、応札者によって形成される市場価格をもとに落札者を決定する方法を採用しているため、応札者が少ない場合は市場価格が反映されにくいことから、失格基準価格を固定しているところであるのでご理解いただきたい。
- [協会]
- ・ 一般的には市場原理として、応札者が多ければ競争性が働いて落札価格が下がり、少なければ落札価格は上がる。
 - ・ また改正品確法の考えが、県の算定フローの中では無視されていると思われる。時代に即した算定フローの見直しを継続して検討願いたい。

2) 技術者要件・資格の加点について

- [協会]
- ・ 最近の公告案件に、新しい資格が加点項目になることが散見される。逆に、SXF 技術者の評価は実質的に無くなった。資格取得にはそれ相当の費用と時間がかかるので、評価項目の検討・決定にあたっては、応札者が混乱しないよう事前に予告してもらおうとか、決定した項目は長く継続していただくようお願いする。
- [県]
- ・ 総合評価落札方式の評価項目については、施策推進にあたり、加点による一定の効果が確認された場合には見直しを行うことがある。
 - ・ 新たな評価項目を設定するにあたっては、対象企業数等を把握した上で決定することとしている。
 - ・ 評価項目を新たに設定する場合もしくは変更する場合は、あらかじめ説明会等を通じて周知してまいる。

3) 下請要件付き入札について【協会資料3】

- [協会]
- ・ 内訳書の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札は、積算根拠の明確化と施工体制の適正化を図ることを目的として、平成 17 年 4 月に入札試行要領が定められた。当時の県工事平均落札率は 81%であり、営業利益はマイナスという状況下で下請け業者へのしわ寄せが懸念されていたが、その後の失格基準価格の見直しにより入札環境が改善され、現在では県工事平均落札率は 92%台となり営業利益はプラスに転じている。
 - ・ 国土交通省は、平成 19 年 6 月に「建設業法令遵守ガイドライン」を策定し、元請下請間の取引適正化を確保している。
 - ・ 現行の下請要件付き入札では工事契約前に下請負人を決めなければならないが、用地等現場条件から着工時期が遅れること等で、下請を断られる事もある。さらに、落札が不確定の状況で、入札参加する全

社が下請負人への見積依頼することは多くの時間と経費をかける事であり、受注が不確定の状況での見積依頼は下請負人への負担にもなっている。

- ・ 入札環境等状況の変化を鑑み、県外大手ゼネコン対象工事以外の工事について、下請負要件付き入札制度の改善を要望する。
- [県]
- ・ 内訳書の提出及び下請要件付を付する受注希望型競争入札は、入札前に下請人から見積書を応札者に提出し、下請人及び下請金額を事前に明確化することにより、下請契約上の立場の弱い下請人を保護することを目的に平成 17 年よりスタートしている。
 - ・ この制度により元請・下請の皆様にかなり負担をかけていること、また、導入時と状況が異なること、さらに協会各支部から要望をいただいていることは承知している。
 - ・ 今後、実態を把握するとともに、改善に向けた検討を進めてまいる。
 - ・ また、検討にあたっては分科会において、業界の意見を聞きながら進めてまいるので、ご協力願いたい。

ウ) 小規模補修工事の限度額の引き上げについて

- [協会]
- ・ 長年に亘り要望してきた複数年継続委託が、来年度から試行されるということが契約審議会に報告され感謝いたしますが、小規模補修工事の上限 200 万円を引き上げていただくよう、引き続き要望する。
- [県]
- ・ 財務規則の運用通達により金額の上限が定められており、その上限は 200 万円未満とされている。
 - ・ この上限の引き上げについては、労務単価の上昇等の状況の変化も踏まえながら研究してまいる。

② 工事発注について

ア) 工事量の確保と平準化について

- [協会]
- ・ 地域を支える建設業として雇用の確保や地域の維持が可能となるように、これから来年度の予算編成時期を迎えるにあたり、公共事業予算の確保を要望する。
 - ・ また、一層の発注の平準化をお願いする。
- [県]
- ・ 平成 31 年度当初予算編成方針が 10 月 26 日に財政担当部局より示された。
 - ・ 予算要求の考え方として、「補助公共事業費は、国の動向を注視しながら、適正額で要求。県単独公共事業費は、公共事業評価を踏まえた上で事業箇所を厳選し、平成 30 年度当初予算の範囲内（162 億円（建設部））で要求」とされており、引き続き公共事業予算の確保に努める。
 - ・ また、平成 30 年度の平準化の取組として、第1四半期の発注量を確保する

ため、工事及び委託業務のそれぞれについて、年間発注予定件数の4分の1以上を第1四半期の公告することを目標とした。

- ・ その結果、工事について32.3%となり、4分の1以上という目標を達成したところ。
- ・ 昨年度の第1四半期と比較すると、工事は1.67倍となっており、第1四半期の発注件数は伸びている。
- ・ さらに、ゼロ県債を含む債務負担行為の積極的活用により、閑散期とされてきた第1四半期の稼働中の工事量を増やし、フレックス工期、早期契約制度も活用することで、発注及び施工時期の平準化に取り組んでいる。なお、ゼロ県債については、11月補正で26億円余を予算要求してまいる。
- ・ 防災・減災対策として9月補正予算で63億円を予算化し、また11月補正でも15億円要求していく。さらに、昨日、安倍首相が第2次補正予算の編成を指示したということなので、その動向を注視しながら補正予算を含めて、予算の確保及び計画的な執行に努めてまいる。

イ) 週休2日制導入への対応について

[協会] ・ 働き方改革と生産性の向上を両輪として進め、将来の担い手を確保していくためにも、残業時間や休日出勤の削減、週休2日制に取り組んでいかなければならないが、建設現場の週休2日の実現には、適正な工期設定や適正な賃金水準の確保が必要である。今年度から経費の補正係数が引き上げられたことは感謝するが、週休2日制の導入を円滑に進めるため、引き続き、適正な工期設定やさらなる経費率の見直しを要望する。

[県] ・ 県では、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、本年度より「施工者希望型週休2日工事」を導入している。

- ・ これにより、災害復旧等の一部の工事を除いた全ての工事において、週休2日を前提とした工期の設定を行っている。
- ・ また、週休2日の実施が認められた場合には、国土交通省に準拠して必要経費の補正を行っている。
- ・ 今後は、これらの実施状況を踏まえつつ、国の動向も注視しながら、週休2日の実施に向けた取り組みをさらに推進してまいる。

③ 設計、積算について

ア) 現地と設計図書の相違について

[協会] ・ 毎年、現地機関との意見交換会で議題となっている。昨年、第32回全体会議でも要望し、県からは「図面や設計書のチェックを徹底する

とともに、費用についても「設計変更ガイドライン」により必要なものはお支払いしたい。」とのご回答を頂いているが、今年も多くの支部で議題になっているので、関係機関へどのように徹底されているか、具体的に教えていただきたい。

- [県]
- ・ 図面や設計書のチェック、必要な経費の計上については、年度当初に毎年開催している「建設事務所等技術係長会議」で現地機関に周知徹底を図っている。
 - ・ また、毎年8月に開催する「積算基準及び標準歩掛改定等説明会」で、適正な積算について説明している。
 - ・ さらに、各現地機関から設計変更に関する問い合わせがあった場合には、随時、「設計変更ガイドライン」の趣旨について説明し理解を得るよう努めている。
 - ・ 今後も、図面や設計書のチェック、必要な経費の計上について周知徹底を図ってまいる。
 - ・ この点について、どのような案件があるのかなど分科会で確認や議論が必要であるとも考えている、

イ) 交通誘導員について【協会資料4】

- [協会]
- ・ 交通誘導員が不足しており、特に工事が集中する時期に必要な人員が確保できず、工程に遅れが生ずる等影響が出ている。また、交通誘導員の設計単価と市場単価の乖離が依然としてある。
 - ・ 平成29年6月、総務省・国交省から各都道府県への文書「市場価格の高騰が予想される場合等で、市場価格との間に乖離が想定される場合には、必要に応じて見積を活用するなど適切な対応を図ること」とある。是非とも実勢にあった設計単価計上と、現場状況による交通誘導員の増員においては設計変更による計上をお願いする。
 - ・ また、小規模補修工事のように急な依頼工事ですらに交通誘導員の確保が難しくなる。自家警備による交通誘導をせざるを得ない状況もあるが、その場合の単価として少なくとも普通作業員以上の単価で精算して頂かなければ採算が合わない。工事の費用からすると信号機で対応可能な箇所は積極的に活用できるよう、対策協議会を早期に設置していただき、関係機関（警察等）を含めて調整をお願いする。
- [県]
- ・ 交通誘導員の労務単価は農林水産省及び国土交通省の公共工事設計労務単価に準拠しており、また、交通誘導員の労務費に係る共通仮設費、現場管理費、一般管理費についても計上しているのでご理解をお願いする。
 - ・ 交通誘導員の増員については、道路管理者・警察署等からの要請あるいは現場条件が当初積算時の条件と現地条件に相違がある場合は設

計変更の対象になる。

- ・ 小規模補修工事のような緊急の依頼で請求方式の場合の積算については、発注者と十分協議を行うようお願いする。
- ・ 交通誘導員の円滑な確保については、昨年度関係機関による連絡会議を行い、情報共有と対応策の検討を行ったところだが、人員確保が難しいという現状から、対策協議会の設置を含めて協議を行うための連絡会議を行いたいと考えている。

(3) 協会からの報告事項

プレミアムサタデーの実施状況について【協会資料5】

- ・ 特に意見等なし

(4) 各分科会から

(各分科会座長からの報告)

①技術力の確保・向上分科会

- [協会]
- ・ 協会側で高校の先生との懇談会を実施。これまで実施してきた現場見学会などの就労促進事業について、学校側の要望などを聞いているところ。

②維持管理・危機管理分科会

- [協会]
- ・ 11月7日に第28回分科会を開催。
 - ・ 河川砂防も含めた小規模維持補修工事の包括的維持修繕工事について、県からは、課題もあるため各建設事務所からの意見集約をしたいとの回答があった。
 - ・ 災害発生時には協会が運用している「道路・河川等管理情報システム」の積極的な活用を依頼。
 - ・ 県の機械管理費と業者の持ち込み機械のリース料金に大きな差があるため、県でリースの状況をしっかりと把握し、適切な対応をしてもらうよう協会から要望。

③施工・品質確保分科会

- ・ 交通誘導員の確保に関するアンケートを実施中。次回の会議で結果を提示したい。

④質疑応答

- [協会]
- ・ 本日の要望では入札契約制度が大半を占めていたが、その中でポイントになってくるは、低入札価格調査の審査制度と思われる。
 - ・ 県の低入調査は、国に比べると低入札での応札者に対して優しいので、低入でも契約できるという事態が起りがちである。
 - ・ 品確法の精神に基づき、低入になれば契約できないぐらいの制度でな

いと落札率は下げ止まらない。

[県]

- ・ 今後、低入調査の審査を厳しくするような検討をされるのか伺う。
- ・ 国の低入調査は、かなり厳しく、辞退になるケースが多い。
- ・ 国の調査のような検討を加えないといけないと思う。
- ・ いずれにせよ現在行っている低入調査や現場能力、品質を1年間見させていただき、さらにダンピング対策の強化が必要ということであれば調査の方法を含めて検討していきたい。

(5) その他

土木施設小規模補修工事の当番登録期間の変更について【県資料7】

[協会]

- ・ 件数から申し上げても当番登録業者が1,000者も必要ないと思う。
- ・ 総合評価の加点対象からも外しても良いと思う。
- ・ 地域に向き合って維持管理をしようという業者がいれば問題ない。